

武蔵野市 文化・スポーツ・生涯学習ネット利用規約 (施設申込み・講座申込み・自由大学システム)

(目的)

第1条 この規約は、武蔵野市文化・スポーツ・生涯学習ネット（以下「本システム」といいます。）を利用して、体育施設及び文化施設並びに武蔵野プレイス等の公共施設の利用申込等手続を行うために必要な事項について定めるものです。利用対象施設及びサービスは、別表のとおりとします。

(設置及び運営)

第2条 本システムの設置及び運営は、公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団（以下「事業団」といいます。）が行います。

(利用規約への同意)

第3条 本システムを利用して施設等の利用申込等手続を行うためには、この規約に同意していただく必要があります。このことを前提に、事業団は本システムによるサービスを提供します。本システムの利用者登録をされた方は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由により、この規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことはできません。

(提供するサービス)

第4条 本システムは、次に掲げるサービスを提供します。

- (1) 施設の申込み状況の案内
- (2) 施設の抽選申込み（一部お取り扱いができない施設があります）
- (3) 施設の先着申込み（一部お取り扱いができない施設があります）
- (4) 事業団が実施する教室・講座・イベントの申込み
- (5) 武蔵野地域自由大学生による履修状況等の案内

2 前項のサービスの提供は、次に掲げる方法によります。

- (1) インターネットを利用する方法
- (2) スマートフォンを利用する方法
- (3) タッチパネル式利用者端末を利用する方法

(利用者登録)

第5条 本システムで、施設申込み、教室・講座・イベント申込み、自由大学生の履修状況等に関する情報の閲覧を行うには、利用者登録が必要です。利用者登録申請の方法はそれぞれ異なりますので、下記の「個別規約」に従ってください。

2 利用者登録の種別は次に掲げる区分により行います。

- (1) 個人登録
- (2) 団体登録

3 第4条第1項のサービスを利用できるのは、個人登録の場合にあっては、利用登録者本人、団体登録の場合にあっては、利用登録団体の会員に限ります。

(利用者登録の抹消)

第6条 事業団は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を抹消します。

- (1) 利用者が虚偽の申請をした場合
- (2) 利用者が施設の管理に関する法規等又はこの規約に重大な違反をした場合
- (3) 利用者の所在が不明かつ連絡不能と認めた場合
- (4) その他、事業団の理事長が利用者として不適当と認めた場合

(利用時間)

第7条 本システムの利用時間は、次のとおりとします。

- (1) 利用申込等手続 原則24時間
- (2) 施設の空き状況の照会 原則24時間

ただし、緊急の保守・点検を行う場合、本システムの一部又は全部を停止することがあります。本システムを停止する場合は、本システムのお知らせ欄及び事業団ホームページで事前にお知らせしますが、事業団が必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

(利用上の問い合わせ先)

第8条 本システムの利用上の問い合わせは、次のとおり対応します。

館名	受付時間	休館日
武蔵野総合体育館	9時00分から21時30分まで	毎月15日 (土・日・祝日にあたる場合は翌平日)
武蔵野プレイス	9時30分から22時00分まで	水曜日 (祝日にあたる場合は翌平日)
武蔵野市民文化会館	9時00分から22時00分まで	水曜日 (祝日にあたる場合は翌平日)

※各館の休館日及び年末年始の休館日を除く日のみの対応とします。

(利用前の動作準備及び利用環境)

第9条 利用者には、自己の責任と負担において、本システムを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、電話利用契約及びインターネット接続契約等を準備していただきます。また、本システム利用に関わる一切の通信料、接続料等は利用者のご負担となります。

2 本システムは、文字（日本語表示）やメール等の諸設定が適切になされている方を対象にしています。この条件にあてはまらない方の動作結果やそれがもたらす諸影響に関して、事業団は一切責任を負いません。

また、上記条件を満たしていても、利用者の事情（OS、ブラウザ及びその他のソフトウェア、LAN環境等）によって、本システムが正しく作動しない場合も、それがもたらす諸影響

に関して、事業団は一切責任を負いません。

3 本システムは、次の機器で利用することができます。

- (1) インターネットに接続できる電子計算機
- (2) 施設の窓口に設置された利用者用館内端末（タッチパネル式利用者端末）
- (3) インターネットでSSL通信ができるスマートフォン

（障害時の措置）

第10条 本システム側に起因する障害等により本システムが利用できなくなった場合は、速やかに問い合わせ先にご連絡ください。

（禁止事項）

第11条 本システムの利用にあたっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本システムを利用申込み等手続及び施設の空き状況の照会以外の目的で利用すること。
- (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 本システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 他人の登録番号及びパスワード等を使用すること。
- (6) 本システムを利用し虚偽の内容で申込み等手続きをすること。
- (7) 法令等に違反すると認められる行為をすること。
- (8) 他の利用者、第三者若しくは事業団の財産権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為をすること。
- (9) その他、事業団の理事長が不適切と判断する行為をすること。

（禁止事項に対する防御措置）

第12条 事業団は、本システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足る相当な理由がある場合は、利用者から収集した情報の抹消、本システムによるサービスの停止等必要な措置を行うことができるものとします。

（サービスの中断又は中止）

第13条 事業団は、次のいずれかに該当する場合、自らの判断により本サービスの運用の全部若しくは一部を中断又は中止することができるものとします。

- (1) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 本サービスに関連して、事業団が設置又は管理する設備の保守を定期的に又は緊急に行う場合
- (3) 事業団が設置又は管理する設備の異状、故障、障害その他本サービスを利用者に提供できない事由が生じた場合

(免責事項)

第14条 事業団は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

2 事業団は、本システムの停止、中断等により発生した利用者の損害について一切の責任を負いません。

3 個人情報については、暗号化処理等を行い、厳重に管理し機密保持に十分な注意を払いますが、他者による改ざん等の防止の保証はいたしません。

(本システムへのリンク)

第15条 本システムへのリンクは、事業団ホームページのトップページ
(<https://www.musashino.or.jp/>) とします。

(個人情報の保護)

第16条 事業団は、利用者の個人情報を本来の目的以外に利用又は提供せず、その取り扱いに十分な注意を払うものとしします。

(準拠法及び管轄)

第17条 この規約は日本国法に準拠するものとしします。

2 本システムの利用又はこの規約に関して利用者と事業団の間に生ずるすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

(利用規約の変更)

第18条 事業団は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知及び承諾を得ることなく、この規約を適宜変更することができ、利用者はあらかじめこれを承諾するものとしします。

2 利用者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

(その他)

第19条 本規約に定めのない事項については、別途事業団の定めるところによるものとしします。

付 則

本規約は、平成23年5月1日より実施するものとしします。ただし、利用者登録に関しては平成23年3月15日から適用するものとしします。

付 則

本規約は、令和4年4月1日より実施するものとしします。

施設利用申込みに関する規約（個別規約）

（利用者登録の申請）

第1条 本システムを利用して施設利用を希望する個人又は団体は、本システムの利用者登録機能で利用者登録申込みを行い、利用する施設の窓口へ本人（団体の場合は代表者又は連絡者本人）を確認できる書類等（運転免許証、健康保険被保険者証、住民票、学生証などの公的証明書又はこれに準じる証明書）を提示し、利用者登録申請を行うものとします。

システムの利用環境がなく、本システムの利用者登録を行うことができない場合は、利用する施設の窓口へ武蔵野市文化・スポーツ・生涯学習ネット利用者登録（変更・抹消）申請書（以下「登録申請書」といいます。）を提出するものとします。

（利用者カードの発行等）

第2条 事業団は、施設の窓口において、前条により申請のあった利用者登録の申込み内容又は登録申請書の申請内容について確認を行い、利用登録番号を記載した武蔵野市文化・スポーツ・生涯学習ネット利用者カード（以下「利用者カード」といいます。）を発行します。なお、事業団が利用登録番号を通知した際に利用資格が生じるものとします。

2 利用者は、利用者カードを次の各号に注意して取り扱うものとします。

- (1) 利用者は、利用者カードを受領した場合は、直ちに利用者カードの所定欄に署名（団体の場合は団体名を記入）してください。
- (2) 利用者は、利用者カードを慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難等のないよう適切に管理し、使用してください。
- (3) 利用者カードは、登録した個人又は団体以外には使用できません。また、利用者カードは、他人にこれを譲渡し、又は貸与することはできません。
- (4) 施設予約をするときは、利用者カードを窓口に提示してください。

（利用者登録番号並びにパスワード等の利用及び管理）

第3条 利用者は、本システムの利用にあたっては、利用者登録番号及びパスワード等を本システムに入力することにより、利用申込等手続を行うことができます。

2 本システムを利用するための利用者登録番号及びパスワード等は非常に大切なものです。

次の点に注意して利用者の責任において厳重に管理してください。

- (1) 利用者登録番号及びパスワード等は他人に知られないように管理してください。
- (2) パスワード等は定期的に変更し、第三者への漏えい防止に努めてください。
- (3) 他人からのパスワード等などの照会には応じないでください。施設の係員等からパスワード等を電話等でお問い合わせすることはありません。
- (4) パスワード等を忘失した場合は、利用する施設に連絡し、その指示に従ってください。

3 事業団は、利用者登録番号及びパスワードを用いて行われた利用申込等手続については、本人により行われたものとみなします。

4 利用者登録番号及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の

責任は、利用者が負うものとし、事業団は一切責任を負わないものとします。

（利用者カードの紛失又は盗難）

第4条 利用者は、利用者カードの紛失又は盗難があった場合は、直ちにその旨を利用者登録を行った施設に連絡するものとします。

（利用者カードの再発行）

第5条 利用者カードの再発行申請は、利用者が最初に登録申請をした施設の窓口へ利用者カード再発行申請書を提出することにより行います。

（利用者登録の変更）

第6条 利用者は、申請した利用者登録の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく利用する施設の窓口に変更内容が確認できる書類等（運転免許証、健康保険被保険者証、住民票、学生証などの公的証明書又はこれに準じる証明書）を提示のうえ、利用者カード及び登録申請書を提出するものとします。

2 前項の届け出を怠ったことによる利用者の損害については、事業団は一切の責任を負いません。

（利用者登録の有効期間及び登録更新の手続き）

第7条 利用者登録の申請がされ、事業団が本システムに登録した日を登録日とし、登録日から3年間を有効登録期間とします。

2 有効登録期間を経過した時点で、本システムの使用ができなくなります。引き続き、更新を希望する場合には、本人が登録更新の手続きを必ず行ってください。登録更新の手続きは、有効登録期間終了6箇月前から各施設窓口で行えます。登録更新の手続きには、本人（団体の場合は代表者又は連絡者本人）を確認できる書類等（運転免許証、健康保険被保険者証、住民票、学生証などの公的証明書又はこれに準じる証明書）の提示が必要です。

なお、更新したい施設毎の申請を要する場合があります。詳しくは更新希望の施設にお問い合わせください。

また、事業団は、所定の期間内に利用登録者からの更新の届出がない場合は、利用登録を抹消することができるものとします。

（利用者登録の抹消）

第8条 利用者は、利用者登録の抹消を希望するときは、利用する施設の窓口利用者登録抹消申請届書を提出するとともに、利用者カードを返却するものとします。利用者から登録抹消の申し出があったときは、事業団は利用者登録を抹消します。

（申込件数の制限）

第9条 利用者が1箇月に抽選申込及び先着申込できる件数の上限は、別表のとおりとします。

(予約変更・取消の受付)

第10条 利用者からの予約変更・取消の受付は、本システムではできません。予約変更及び取消をする場合は、利用する施設窓口で申請してください。なお、予約変更及び取消につきましては、各施設で申請方法等を確認してください。

(利用の停止)

第11条 事業団は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、本システムの利用を停止するものとします。

- (1) 利用者が、利用施設の使用料を支払わない場合
- (2) 利用者が、施設の管理に関する法規等又はこの規約に違反をした場合

(その他)

第12条 本規約に定めのない事項については、別途事業団の定めるところによるものとします。

付 則

本規約は、平成23年5月1日より実施するものとします。ただし、利用者登録に関しては平成23年3月15日から適用するものとします。

付 則

本規約は、令和4年4月1日より実施するものとします。

教室・講座・イベント申込み等に関する規約（個別規約）

（提供するサービス）

第1条 本システムでは、事業団が主催する教室・講座・イベント等（以下「講座等」といいます。）の閲覧、申込みのサービスを提供します。

（申込方法等）

第2条 本システムを利用して講座等の閲覧及び申込み等を行う利用者は、本システムの利用規約に同意したものとみなします。講座等の閲覧は、どなたでもできますが、一部の講座等の申込みには利用者登録が必要です。

また、システムの利用環境がなく、本システムの利用者仮登録を行うことができない場合は、講座等を主催する施設の窓口へお問い合わせください。

2 各講座等の申込みは、所定の申込期間内に申込み手続きを行ってください。申込期間内であっても、先着順の講座等は予定の定員に達した時点で、受付を終了するものとします。講座等によっては申込みに年齢制限がある場合があります。

（申込みの取消）

第3条 各講座等の申込取消は、各講座等の所定の申込期間内に、本システムを利用して取り消すことができます（ただし、本システムを利用して申込みを行った場合に限りです）。

（参加の可否確認）

第4条 抽選により参加者を決定する講座等の場合、各講座等の抽選結果公開日以降、本システムで申込講座等の当選及び落選の確認ができます。（結果の確認にはID／パスワード又は講座の申込番号が必要です。） また、メールアドレスを本システムに登録している方には、抽選結果を電子メールで送付します。

付 則

本規約は、平成23年5月1日より実施するものとします。

付 則

本規約は、令和4年4月1日より実施するものとします。

武蔵野地域自由大学申込み等に関する規約（個別規約）

（提供するサービス）

第1条 本システムでは、武蔵野地域自由大学（以下「自由大学」という。）の履修対象科目の閲覧、武蔵野地域自由大学生（以下「学生」という。）の履修状況等に関する情報の閲覧ができるサービスを提供します。

(利用者等)

第2条 本システムを利用するものは、本システムの利用規約に同意したものとみなします。履修対象科目の閲覧はどなたでもできますが、学生の履修状況等に関する情報の閲覧は、当該学生本人に限ります。

付 則

本規約は、平成23年5月1日より実施するものとします。

別表（武蔵野市文化・スポーツ・生涯学習ネット利用規約第4条関係 施設利用申込みに関する規約（副規約）第9条関係）

武蔵野総合体育館

（本システムを利用して行えるサービス等の一覧表）

	空き情報	抽選申込み (注1)	抽選結果	先着申込み (注2)	抽選申込み制限 (注 3)	先着申込み制限	申込み変更 (注4)
メインアリーナ	○	○	○	○	1団体 1日1区分	同一時間帯 複数不可	×
サブアリーナ	○	○	○	○			○
軽体操・ダンス室	○	○	○	○			○
柔道場	○	○	○	○			○
剣道場	○	○	○	○			○
弓道場	○	○	○	○			○
温水プール	○	○	○	○			○
緑町スポーツ広場	○	○	○	○			○
陸上競技場	○	○	○	○			○
軟式野球場	○	○	○	○	○		
庭球場	○	○	○	○	1日1区分		○
会議室	○	○	○	○	1団体 1日1区分		○
視聴覚室	○	○	○	○			○
和室研修室	○	○	○	○			○
洋室研修室	○	○	○	○			○

注1) 抽選申込みとは、定められた期間内に申込みを行い、希望者が重複した場合、抽選により当選者を決める方法です。当選した方は、定められた期間内に正式な使用申込みを行うことにより使用が確定します。（正式な申込みを行わない場合には、自動的に取り消されますのでご注意ください）。

●抽選申込みができる方は

- ①庭球場は、個人登録者のうち、武蔵野市内に住所を有する方及び武蔵野市内の事業所又は事務所に勤務する方に限ります。
- ②庭球場以外は、武蔵野市内に住所を有する方、武蔵野市内の事業所若しくは事務所に勤務する方又は武蔵野市内の学校に在学される方のみで構成さ

れ、継続的かつ組織的に活動している団体に限ります。

注2) 先着申込みは、使用日の属する月の1ヵ月前の1日の午前9時から使用日の3日前まで行えます。それ以降の使用申込みは、総合体育館1階窓口で行ってください。

注3) 区分とは、各施設で貸出を行う時間区分のことです。

注4) 申込みの変更は、使用日の3日前まで、使用する施設の予約受付窓口のみで行えます。

中央公園スポーツ広場

(本システムを利用して行えるサービス等の一覧表)

	空き情報	抽選申込み	抽選結果	先着申込み (注1)	先着申込み制限	申込み変更
中央公園スポーツ広場	○	×	×	×	—	×

注1) 先着申込みは、本システムでは取扱できません。使用日の4週間前の同曜日の午前9時から使用日当日までに総合体育館1階窓口で手続きを行ってください。9時の時点で申し込み多数の場合はその場で抽選をさせていただきます。

自然の村

(本システムを利用して行えるサービス等の一覧表)

	空き情報	抽選申込み	抽選結果	先着申込み (注1)	申込み変更
自然の村	○	×	×	×	×

注1) 先着申込みは、本システムでは取扱できません。宿泊開始日の2ヵ月前の午前9時から宿泊開始日の2日前までの間に総合体育館3階野外活動センター窓口で手続きを行ってください。

武蔵野プレイス

(本システムを利用して行えるサービス等の一覧表)

	空き情報	抽選申込み (注1)	抽選結果	先着申込み (注2)	抽選申込み制限 (注3)	先着申込み制限	申込み変更
フォーラム	○	○	○	○	1月1件	無	×
スペースA	○	○	○	○	1月4区分	無	×
スペースB	○	○	○	○	1月4区分	無	×
スペースC	○	○	○	○	1月4区分	無	×
スペースD	○	○	○	○	1月4区分	無	×
スペースE	○	○	○	○	1月4区分	無	×
サウンドスタジオ	○	△	○	○	無	無	×
パフォーマンススタジオ	○	△	○	○	無	無	×
クラフトスタジオ	○	△	○	○	無	無	×
ギャラリー	○	○	○	○	1月1件	無	×
ワーキングデスク	年間使用 (注4)	○	○	○	○	1月8区分	無
	通常使用	×	—	—	—	—	無

注1) 抽選申込みとは、定められた期間内に申込みを行い、希望者が重複した場合、抽選により当選者を決める方法です。当選した方は、定められた期間内に正式な使用申込みを行うことにより使用が確定します。(正式な申込みを行わない場合には、自動的にキャンセルされますのでご注意ください)

●抽選申込みができる方は

- (ア) 武蔵野市内に住所を有する方、武蔵野市内の事業所若しくは事務所に勤務する方又は武蔵野市内の学校に在学される方を一人以上含む団体又はその本人に限ります。
- (イ) ただし、スタジオ系については、市内在住・在勤・在学の青少年個人若しくは市内在住・在勤・在学の青少年を一人以上含む全員が青少年であるに限ります。

注2) 先着申込みは、使用日の属する月の2ヵ月前の21日の午前9時から使用日の当日まで行えます。ただし、フォーラム及びギャラリーについては使用日の3日前までとなります。それ以降は、武蔵野プレイス施設予約受付窓口にてお申し込みください。

注3) 「件」の表示があるものは、最大6日間まで連続して使用ができる施設で、この連続した申込みを1件と数えます。

注4) ワーキングデスクについて

- 「年間使用」とは、年会費をお支払いいただいた方が利用できるサービスです。
- 「通常使用」とは、使用する都度料金をお支払いいただくものです。使用日の当日、使用区分開始時間の15分前から使用区分終了時間の30分前までに武蔵野プレイス窓口にて先着順にお申し込みいただけます。

武蔵野市民文化会館

(本システムを利用して行えるサービス等の一覧表)

	空き情報	抽選申込み	当落確認	先着申込み (注1)	先着申込み制限	申込み変更 (注2)
大ホール	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
小ホール	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
展示室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
第1リハーサル室	×	×	×	×	—	×
第2リハーサル室	×	×	×	×	—	×
第1会議室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
第2会議室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
第1和室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
第2和室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
茶室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
第1練習室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
第2練習室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
第3練習室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×

注1) 先着申込みは、使用日の属する月の6ヵ月前の2日から使用日の3日まで行えます。それ以降は、管理施設の窓口にてお申し込みください。

注2) 申込みの変更及び取消は、使用日の30日前までに、武蔵野市民文化会館窓口での手続きとなります。

武蔵野公会堂

(本システムを利用して行えるサービス等の一覧表)

	空き情報	抽選申込み	当落確認	先着申込み (注1)	先着申込み制限	申込み変更 (注2)
ホール	○	○	○	×	1ヵ月に2日まで	×
第1会議室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
第2会議室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
第3会議室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
第4会議室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
第5会議室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
第6会議室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
第1和室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
第2和室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×

注1) 先着申込みは、使用日の属する月の6ヵ月前の第一木曜日から使用日の3日まで行えます。それ以降は、管理施設の窓口にてお申し込みください。

注2) 申込みの変更及び取消は、使用日の60日前までに、武蔵野市民文化会館窓口での手続きとなります。

武蔵野芸能劇場

(本システムを利用して行えるサービス等の一覧表)

	空き情報	抽選申込み	当落確認	先着申込み	先着申込み制限	申込み変更
小劇場	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
小ホール	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×

注)管理施設の窓口での申込みとなります。

武蔵野スイングホール

(本システムを利用して行えるサービス等の一覧表)

	空き情報	抽選申込み	当落確認	先着申込み	先着申込み制限	申込み変更
スイングホール	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
スカイルーム	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
レインボーサロン	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×

注)管理施設の窓口での申込みとなります。

吉祥寺美術館

(本システムを利用して行えるサービス等の一覧表)

	空き情報	抽選申込み	当落確認	先着申込み (注1)	先着申込み制限	申込み変更 (注2)
企画展示室	○	×	×	×	—	×
音楽室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×

注1) 先着申込みは、使用日の属する月の6ヵ月前の2日から使用日の3日まで行えます。それ以降は、吉祥寺美術館窓口にてお申し込みください。

注2) 申込みの変更及び取消は、使用日の5日前までに、吉祥寺美術館窓口での手続きとなります。

松露庵

(本システムを利用して行えるサービス等の一覧表)

	空き情報	抽選申込み	当落確認	先着申込み (注1)	先着申込み制限	申込み変更 (注2)
松露庵	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×

注1) 先着申込みは、使用日の属する月の6ヵ月前の11日から使用日の3日まで行えます。それ以降は、管理施設の窓口にてお申し込みください。

注2) 申込みの変更及び取消は、使用日の5日前までに、松露庵窓口での手続きとなります。

吉祥寺シアター

(本システムを利用して行えるサービス等の一覧表)

	空き情報	抽選申込み	当落確認	先着申込み (注1)	先着申込み制限	申込み変更 (注2)
劇場	○	×	×	×	—	×
けい古場	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×

注)吉祥寺シアターの窓口での申込みとなります。

かたらいの道市民スペース

(本システムを利用して行えるサービス等の一覧表)

	空き情報	抽選申込み	当落確認	先着申込み (注1)	先着申込み制限	申込み変更 (注2)
第1会議室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×
第2会議室	○	○	○	○	1ヵ月に2日まで	×

注1) 先着申込みは、奇数月に6ヵ月前と7ヵ月前の2日から使用日の3日まで行えます。それ以降は、管理施設の窓口にてお申し込みください。

注2) 申込みの変更及び取消は、使用日の5日前までに、かたらいの道市民スペース窓口での手続きとなります。